

令和3年度第2回
神戸市都市計画審議会会議録

令和4年2月7日

令和3年度 第2回 神戸市都市計画審議会

1 日時 令和4年2月7日(月) 午後2時00分～午後2時55分

2 場所 神戸市役所1号館28階 第4委員会室

3 出席委員 (24人)

(1) 学識経験のある者

小谷通泰	中林志郎
西野百合子	西村順二
濱野雅之	藤田一郎
八木景子	

(2) 市会議員

安井俊彦	坊池正
吉田健吾	平野達司
堂下豊史	徳山敏子
外海開三	三木しんじろう
大かわら鈴子	山本じゅんじ
よこはた和幸	香川真二

(3) 国及び兵庫県行政機関の職員

東川直正(代理 竹内)
荒木一聡(代理 太田)
大松光寿(代理 金尾)

(4) 市民

松村尚澄
高橋智子

4 議題

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について

(3.4.71号垂水駅東線)

第2号議案 神戸国際港都建設計画交通広場の変更について

(3号垂水駅前交通広場)

1. 開会

○小谷会長

皆さん、どうもこんにちは。定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第2回神戸市都市計画審議会を開催いたします。

まず、事務局から定足数の確認をお願いいたします。

2. 定足数の確認

○山本副局長

それでは、定足数についてご報告いたします。

神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により会議が成立することになっております。委員の総数は27名ですので、定足数は14名となります。

本日は委員24名にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立しております。以上です。

3. 会議録署名委員の指名

○小谷会長

本日の会議録署名委員ですが、西村委員と藤田委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

4. 議案審議

○小谷会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。本日審議いたします、2議案は関連する案件ですので、一括して説明を受けた後、審議したいと思います。それでは事務局、説明をお願いいたします。

○松崎都市計画課長

ご説明いたします。

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について、第2号議案 神戸国際港都建設計画交通広場の変更について、いずれも神戸市決定です。

以上の2議案は、「リノベーション神戸・垂水活性化プラン」についての関連する案件でございますので、一括してご説明いたします。

議案計画図の1ページをお開きください。併せて、前面スクリーンをご覧ください。位置図です。JR垂水駅及び山陽電鉄垂水駅の北東側に位置しております。

続きまして、本市の都市計画マスタープランにおける都市構造図です。本マスタープランにおいて、垂水を地域での都市活動や文化活動を支える地域拠点として位置づけており、公共交通機関の結節機能の強化や商業・業務・文化機能などの集積を図ることとしております。それらを踏まえ、令和元年12月に人口減少対策の施策として、「リノベーション神戸・垂水活性化プラン」を公表し、公共・公益施設の再配置を行うことで、垂水駅周辺エリアの魅力向上を図ることとしております。当プランの中で、今回の案件に関連する事業として、新垂水図書館の整備、垂水駅東線の整備がございます。

続いてこれらの事業計画についてご説明いたします。新垂水図書館につきましては、既存の広場と一体感があるゆとりある空間を創出することとし、お示しをしていますように、シンボリックな図書館を新たに整備いたします。市民からの意見募集を経て策定しました「垂水図書館整備の基本方針」にて、コンセプトを「人と本のみなと～生涯の学びを支える情報拠点～」と定め、設計を進めているところでございます。確定したものではございませんが、現時点の設計案をお示ししております。地階には原付駐車場、地上は主に駐停車スペース、2階及び3階は図書館、4階が屋上となりまして多目的室の配置や緑化による広場空間を確保いたします。これにより、垂水区役所の1階部分にございます既存の手狭な図書館、面積約686㎡から2倍以上のゆとりのある空間を確保し、蔵書は十万冊以上となる見込みです。

続きまして、垂水駅東線の事業計画についてご説明いたします。駅から図書館あるいは区役所などへの歩行者動線や車両の寄り付きについて、現状の課題が3点ございます。

(A) 信号待ちの歩行者の滞留空間が狭い。(B) 駅と区役所・駐輪場を結ぶ動線の南側に歩道がない。(C) 駅へ用事のある寄り付き車両や店舗・住宅への荷さばき車両の十分な駐停車スペースがなく、周辺の路上への駐停車が多々見受けられる。これらの解決に向けまして、地元の皆様からのご要望をいただき、対応策を検討してまいりました。新垂水図書館の周辺歩道上に原付駐車場がございますが、図書館整備に併せまして、地階に原付駐車場を集約いたします。この元のスペースを活用いたしまして、垂水駅東線の北側の歩道及び2車線の車道をタクシー乗り場とともに北へシフトすることで、南側に歩行者経路を整備し、滞留空間を十分に確保いたします。さらに駐車場として運用している地上部分を活用し、寄り付き車両や荷さばき車両のための駐停車スペースを図書館と複合的な空間として整備することを想定しております。

以上、「リノベーション神戸・垂水活性化プラン」のうち、今回の案件に関連します事業計画をご説明させていただきました。

続きまして、都市計画の考え方についてご説明をいたします。今回の2議案については、いずれも「リノベーション神戸・垂水活性化プラン」による垂水駅東側の再整備を実現す

べく、都市計画を変更するものでございます。

まず2議案にそれぞれ登場します、2種類の「交通広場」の定義についてご説明いたします。

一つ目が、第1号議案 道路の「交通広場」です。都市計画運用指針によりますと、「鉄道駅等交通結節点においては、複数の交通機関の乗り継ぎが円滑に行えるよう、必要に応じ、駅前広場等の交通広場を設けるものとし、周辺幹線街路と一体となって交通を処理するものについては、道路の一部として都市計画に定めることが望ましい」とあります。端的に申しますと、「都市計画道路の一部として設けられた交通広場」でございまして、バスやタクシー、一般車の停車乗降を主な目的としております。

二つ目が、第2号議案の「交通広場」です。都市計画運用指針によりますと、「道路の一部を構成する交通広場については、『道路』に含めて都市計画決定することとするが、歩行者空間を中心とするもの等それ以外の交通広場については、その他の交通施設の『交通広場』として都市計画を行うことが望ましい」とまず記載されております。さらに「快適な通行の用に供し、良好な都市環境の形成を図るための緑化や憩いの空間、良好な都市景観をそなえたシンボルとしての空間、さらに地域の活性化の核となるイベント等の空間にも配慮して計画を定めることが望ましい」とされております。こちらも端的に申しますと、「歩行者空間を中心とする都市計画道路ではない交通広場」でございます。

それでは第1号議案 道路の変更についてご説明いたします。計画書は2ページ、計画図は2ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。

変更対象は「3.4.71号 垂水駅東線」です。垂水駅東線は、垂水区川原5丁目から日向1丁目に至る延長約270m、2車線、代表幅員16m、この一部として約7,400㎡の交通広場で構成される都市計画道路です。計画図では、既決定の区域を灰色で、廃止する区域を黄色で表示しております。都市計画道路の交通広場のうち、歩行者空間を中心とした交通広場に変更する区域について廃止し、約7,400㎡から約4,700㎡に変更するとともに、一部の幅員を13mに変更いたします。変更理由でございます。「神戸市都市計画マスタープランにおいて、垂水は地域での都市活動や文化活動を支える『地域拠点』に位置づけられており、公共交通機関の結節機能の強化や商業・業務・文化機能などの集積を図ることとしております。このたび、垂水駅東側において、「垂水活性化プラン～生まれ変わる海辺のまち～」を実現すべく、良好な都市環境の形成を図るための憩いや緑化、地域の活性化の核となるイベント等の空間にも配慮した交通広場とするため、垂水駅東線を本案のとおり変更する。」すなわち、都市計画道路の交通広場のうち一部を廃止するものでございます。

第1号議案につきましては以上でございます。

次に、第2号議案 交通広場の変更についてご説明いたします。計画書は4ページ、計画図は3ページをお開きください。あわせて、前面スクリーンをご覧ください。

追加対象は「3号垂水駅前交通広場」です。計画図では、新たに決定する区域を赤色で

表示しています。1号議案で、道路を廃止する区域と同じ面積で約0.28haでございます。変更理由でございます。このうち、上段は第1号議案と同じ内容ですので説明は割愛させていただきます。このうち、下段を読み上げいたします。「このたび、垂水駅東側において、「垂水活性化プラン～生まれ変わる海辺のまち～」を実現すべく、良好な都市環境の形成を図るための憩いや緑化、地域の活性化の核となるイベント等の空間にも配慮して、交通広場を本案のとおり追加する。」すなわち、新垂水図書館や駐停車スペース、地下原付駐車場、広場空間を整備するため、歩行者中心の「交通広場」として追加するものでございます。第2号議案につきましては以上でございます。

改めまして、先ほど説明いたしました2つの議案の変更内容をあわせてご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。現況は道路の一部の交通広場として、垂水駅東広場約7,400㎡、及び都市計画道路 垂水駅東線が延長270m幅員16mで決定しております。今回の案によりまして、歩行者中心の交通広場として、垂水駅前交通広場約2,800㎡を新たに設け、これにあわせて道路の一部の垂水駅東広場の面積を約4,700㎡、及び垂水駅東線の一部幅員を13mに変更するものでございます。

これら2議案を、令和3年12月7日から21日までの2週間、縦覧に供し、お二人の方から、3通の意見書の提出がありました。引き続き、提出された意見書についてご説明いたします。資料1は、今回の都市計画変更に対して提出者の氏名等を除き、内容をそのまま記載したものです。資料2は、提出された意見の要旨とそれに対する神戸市の考え方をまとめたものです。

それでは資料2に沿ってご説明いたします。資料2の1ページをお開きください。地元説明等に関する意見です。

11月14日、19日の説明会に参加したが、プロジェクターでの説明のみで、参加者への資料配布がなく抗議したところ、後日意見した3人に資料が渡された。

この意見に対する神戸市の考え方です。説明会に際し、開催案内と資料を事前に各戸配布しているため、当日の資料配布は行わず、プロジェクターを用いて事前配布した資料の内容に沿って説明をさせていただいております。

説明会では、都市計画道路「垂水駅東線」の一部を「垂水駅前交通広場」とするとの説明があったが、現広場が道路用地との説明はなかった。縦覧資料で、「垂水駅東線」の変更前後対照表で、交通広場面積の変更（約7,400㎡が約4,700㎡）その差約0.28haを3号垂水駅前交通広場として追加するとあるが、なぜこの説明を11月の説明会でしなかったのか非常に疑問である。

この意見に対する神戸市の考え方です。現広場は都市計画道路であるため垂水駅東線の一部として計画された交通広場ですが、道路法上の道路用地ではありません。11月の説明会では、区域を図示した上で、「垂水活性化プランによる整備を進めるべく、都市計画道路垂水駅東線を変更・区域縮小し、当該区域について歩行者空間を中心とする垂水駅前交

通広場として都市計画に位置付ける」と説明をさせていただいております。

現広場が道路用地であることを住民として初めて認識したことは、皮肉なことにこの度の縦覧図書の計画図であった。道路用地には、いかに公共施設とはいえ、図書館を建設することは不可能だと思う。理由書には「良好な都市環境の形成を図るための憩いや緑化、地域の活性化の核となるイベント等の空間にも配慮した交通広場」と記載されているが、図書館に一切言及していない。明らかに用途の変更ではないか。

この意見に対する神戸市の考え方です。前述のとおり、現広場は道路法上の道路用地ではございません。また、図書館に関する地域住民の皆様へのご説明はこれまでも実施しております。今回は都市計画の変更として、理由書記載のとおり、「垂水駅東側において、『垂水活性化プラン～生まれ変わる海辺のまち～』を実現すべく、良好な都市環境の形成を図るための憩いや緑化、地域の活性化の核となるイベント等の空間にも配慮して交通広場』とするものです。この都市計画変更の上で、図書館、駐停車スペース、地下原付駐車場、広場空間を含めた交通広場としての複合的な空間を整備するもので、図書館のみに限っていないため、図書館に特筆した記載とはしておりません。

以上の点で近隣住民に改めて説明をしてほしい。

この意見に対する神戸市の考え方です。いただいたご質問、ご意見につき意見書提出者へ、説明をさせていただきました。

縦覧期間中に担当者と意見交換の機会を得たが、資料作成者は一方的に役所の立場だけの文章を作るだけで、市民の理解しやすい丁寧な説明等をしていない。法律等の問題もあるだろうが、欄外に注記し、説明するなどの方法がある。

この意見に対する神戸市の考え方です。都市計画の縦覧内容は、都市計画法及び同施行令に定められており、これらに基づいて、縦覧図書を作成しております。地域住民の皆様への分かりやすいご説明については大変重要と認識しており、縦覧に先立ち、都市計画ミニニュースとして都市計画変更の内容を各戸配布し、周知に努めております。ご意見を踏まえ、今後も引き続き丁寧な説明に努めるようにしてまいります。

続きまして2ページをお開きください。都市計画手続き等に関する意見です。

以下の疑問点の説明をお願いします。a) 道路について、①計画図の道路(青塗)全体の㎡数の記載がなく、理解しづらい。②変更前の交通広場約7,400㎡はどの範囲か分からない。③変更後の交通広場約4,700㎡はどの範囲か分からない。④変更前後はいつの時点の変更を指すのか分からない。⑤令和3年11月の説明会で配布された資料によると、変更前、現況は、交通広場ではなく、都市計画道路垂水駅東線(駅前広場)とある。b) 交通広場について、①3号垂水駅前交通広場とはどこを指すのか。②計画図(赤塗)で交通広場(追加)が図示されている場所の面積が約0.28haとあるが、道路の変更では、交通広場を設ける面積が約4,700㎡とある。約4,700㎡に約2800㎡を追加するのか。③令和3年11月の説明会に配布された資料は、2件の都市計画変更をまとめた形であった。都市計画道路垂水

駅東線を変更、駅前広場等の区域縮小し、当該区域を垂水駅前交通広場として追加。

この意見に対する神戸市の考え方です。いただいた疑問点の内容につきまして、意見書提出者へ説明をさせていただきました。

都市計画法等に不案内な一般市民等が縦覧に供された資料を基に意見書を作成するのは困難であり、意見書を提出するための分かりやすい勉強会などの催行が必要と思われれます。

この意見に対する神戸市の考え方です。都市計画の縦覧内容は、都市計画法及び同施行令に定められており、これらに基づいて縦覧図書を作成しております。地域住民の皆様への分かりやすい説明につきましては、大変重要と認識しており、縦覧に先立ちまして都市計画ミニニュースとして都市計画変更の内容を各戸配布し、周知に努めております。ご意見を踏まえ、今後も引き続き丁寧な説明に努めるようにしてまいります。

第1号議案及び第2号議案についての説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小谷会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○山本委員

地域の要望でもありますし、それから現地の状況を見ても議案そのものに特に反対するものではないんですけれども、そのことを踏まえて一点確認をしたいです。事前にちょっと確認したところ、この図書館となる用地に関しては、これから再開発がされようとしている廉売市場の仮店舗用地として一時期認識をされていたようなんですが、近隣の空き店舗だとかレバンテだとか、そういったスペースを個別に紹介・あっ旋されているというような話もお聞きをしているところです。ただ、今回図書館ができるということで、仮店舗の用地としての話はなくなっていると思うんですけれども、現状で、いろんな不安の声が上がっているのも事実でして、それを神戸市にも要望が上がっているというふうに聞いているんですけど、土地をめぐる状況と意見の状況ですね、分かる範囲で結構ですのでお聞きできたらと思います。

○松崎都市計画課長

まず今、交通広場としている用地、現状も広場や駐車場として使われております。先ほど委員からありました中央の廉売市場のところは、垂水中央東地区の再開発事業を令和元年に都市計画決定しまして、組合や地元の商店様方とも話をしながら進めているところでございまして、その中で、先ほどご指摘ありましたようにこの広場を空き店舗の土地として使うような予定もあったのではないかという話については、実際に再開発事業を地域の方と話をしながら進めるにあたりまして、そういった検討をした経緯もあったとは聞いてございます。今現在は、周辺の空き店舗や空き床のところを活用しまして、つまり仮設

のようなものを新たに建築するというのではなくて、周辺の既存ストックを活用して、再開発事業期間中も営業を続けていくというような形で、商店の人と話したうえで方針を決めておまして、実際にすでに仮の店舗へ移転をして、移転先で営業しているような方もおられるというふうに聞いてございます。

○山本委員

それで、もうちょっと確認をしたら、移転をするにあたって、今いる場所から撤退をする際の補償の金額が少なすぎるということで、移転をするにしても、撤退にかかる費用とそれから新たな仮店舗に移った後の、例えばお店でしたらディスプレイだとかそういう必要な経費の負担が非常に大きいという話になってきているんですね。それから、ちゃんと元のところに戻れるのかなってという不安もあるようです。ですから必ずしも納得という話には、なっていないような感じはするんですけどその辺の不安だとか、出てる意見とかきちんと相談にのったりとか、それから、十分その当事者の方々が納得できるように対応していただけるのかどうか、そのことを強く求めたいんですけどもいかがですか。

○松崎都市計画課長

事業の具体的な地元での話し合いの中身については、今私も直接詳しくは把握しておりませんが、先ほどの商店の話がありましたように、将来の計画に基づいて、元々既にあつた従前の権利者の方については道に面した1階の店舗のところに入居して商売を継続するという方向で調整が進んでいるということは確認しております。また再開発にあわせて、今地区計画というものをあわせて定めている中で、皆さん非常に混雑した中で買い回りをするので歩道上の空地を2m程店側のほうに設け、さらに皆様が自治会の中で話し合っているというふうに聞いておりますのは、コーナーであつたりとか道路沿いに、小さな広場みたいなものとか、あるいは憩いのスペースみたいなものを設けたうえで、買い回りもしやすいし安心して皆さんが明るさとか、賑やかさを取り戻すような形で今進めていこうという話をしているということは聞いてございます。

○山本委員

今回の用地の問題とは、直接的には関係のない話ではあるんですけど、ただこれまでの経過の中で、仮店舗になるんやなと思ってた人もいれば、ちょっと当てが外れたというか、見通しが少し狂ってきてるという状況もありますので、やっぱりその納得できるような形で会合をきちんとしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○安井委員

2つありまして、一つは私の感じでは、やっとな垂水の時代が来たな、垂水の皆さんお待たせしましたねという感じですが、私は地方議会で長く身を置かせていただいておりますが、宮崎さんの頃から変わってないこの辺りにやっとな行政が手を入れるようになった。かなり時間がかかっているんですね。なぜここまで時間がかかったのか。まだ、私の感じとしては

二宮とかあるいは兵庫の北のほうとか、残っているのはいろいろあるんですが、行政マンとしてなぜここまで時間がかかったのか、ただものすごく喜んでいるし大賛成で、よくやってくださった、行政の皆さんありがとうという気持ちはもう満杯なんですけど、そのことを教えてほしい。

それからもう一つは、いわゆる交通広場というのは2つ種類があって、一つは、バスとかタクシーとか、自家用車が入ってくる広場、もう一つは、市民がいろんなイベントに、いわゆるコミュニティの場として使える広場も交通広場という。いずれも道路ということにはなってるんですが、2つ目の広場については、市民が憩いに使えるコミュニティの場であり、道路法上の道路でないということなんですと住民には説明しておられると思うんですが、道路法上の道路ではないという言葉がまた分かりにくい。一体どういうことなんですか、それは。道路と言われてんのに、道路法上の道路でないと説明で、お役所の方は自分達がいとも慣れて当たり前のように使ってるけど市民サイドではそう思わない。その辺はどうなんですか。ちょっとその2点お願いします。

○松崎都市計画課長

まず1点目でございます。垂水の駅前地域で、再開発であったり、それから今回の活性化プランということで取り組んでおりますし、これまででいいますと東西部でレバンテやウエステなど再開発をしまして、公共施設をここで整備してきたという経緯もございます。ご指摘いただいたように、非常に時間がかかっているという部分がございますけれども、元々この地域の商店の方々や自治会の方々それから行政も話をしまして、そもそも昭和50年代ぐらいになりますけれども、まず東西については、幹線道路からつながる駅前の広場、ロータリーというものを神戸市による再開発というもので、両側から作っていかうと。中央部分は商店が多いものがございますから、民間主導での業務、商業を活性化するような形で、再開発を進めていきたいと思いますということでまちづくりの方針を話し合って決めてきたという経緯がございます。東地区につきましては、平成14年に再開発が完了しておりますけれども、その後中央東地区というのは動き出すまでにはやはり、皆さん非常に話し合いを重ねて、かなり継続して続けておりましたので、ようやく平成22年に再開発の準備組合というものができて、基本構想というものをその後作って、令和元年には都市計画決定をしております。その過程でもゾーン別にどのような整備方策を作るのかとか、いろんな絵を描いて皆さんで話をしてきたという経緯がございますので、そういったことで実現に向かって一步一步進んでいるんですけれども、少し時間がかかってきたというのが今までの実際の状況かなというふうに認識しております。引き続きその中で、まちづくりについては、主体的な取組をこれまでもサポートしてまいりましたので、引き続きしっかりサポートしていきたいと考えております。

2点目、交通広場の話がございましたけれども、非常に分かりづらいというご指摘をいただきました。一つは第1号議案 垂水駅東線です。駅前ですと、この垂水に限り

ませんが、幹線道路から駅への道路、駅から公共交通でつないでいくバスのロータリー、タクシーの乗降施設なんかを担保する交通結節機能としての広場につきましては、都市計画道路の計画決定の中で交通広場というものを位置づけているというのがございます。二つ目はご指摘もありました、イベントであったり、地域のコミュニティの場となるような広場につきましては、単体で都市計画道路ではない、今回は3号の交通広場と書いておりますけれども、道路ではない交通広場という形で決定をしております。都市計画道路で決めたものについては、道路法上の道路ということで、道路区域になって、実際には道路管理者が管理する部分がございますけれども、都市計画道路ではない単体で交通広場と決定したのにつきましては、いわゆる広場とか、公開の空地みたいな形で、今後引き続きこの場所につきましては、都市局がしっかりと管理をしていくという形で考えている広場でございます、そういった違いがございます。

なかなか法律の位置づけでありますとか枠組みは立て付けが難しい部分がございますけれども、そういった内容で今回の案件をお諮りしております。

○安井委員

一つには、市長が変わることによって、変わってきたかなと、特にこの頃、そういった長田であるとか須磨であるとか垂水であるとか、今まで脚光を浴びていなかったところに、市長がやっぱりよく行って現場を歩いておられるなという気がして、それがこういった形につながってきてるのかなという評価をしているんです。少し時間がかかってと言いましたが、少しどころではないんです。すごくかかっているんですね。だからそういう意味では、僕は非常にいい傾向にあるなということで歓迎します。

それからもう一つ、道路法ではない、いわゆる法律上である道路とは違う道路やとこういう説明を受けて余計分からんようになったんですよ。ようするに交通広場は、都市計画道路であれば道路であって、都市計画道路でなければ道路と言われてるけれども、空間、いわゆるイベント等に使える交通広場、というふうに言えばいいのか。例えば、極端なことで言えば、道路使用の違反行為があるのが、神戸市のいう道路であって、そうでないのは広場と言えるのか。例えばもっと具体的に言うならば、阪神御影駅の南にバレンタイン広場というのをつくっていただきました。そこはもともとあった駐輪場をどけて、今非常に貴重な空間としてあるんですが、これはやっぱり道路ですよ。道路であるので、ここでイベントなんかをするときは警察へ届け出なければならないのか。普通の道路だったら届ける必要があるんですが、今回のような広場は警察に届け出の必要がない、道路法でいう道路ではないという解釈でいいんですか、そういう僕の解釈で。

○松崎都市計画課長

まず今回のところにつきましては、法律上の名称でも道路の変更ではなくて交通広場の変更になっておりまして、道路ではありません。交通についておりますので、そのあたりが少し混乱を招くような表現なのかなと思います。

一方で、駅前の広場で、道路法上の道路になっている場合には、道路法の規制を受けますので、何か物を置きますとなると占用の手続きで道路管理者の許可が必要となったり、あるいは皆さんが普段通行しているところにつきましては、道路使用許可といひまして交通管理者である警察の許可を必要とするというような、道路法なり道路交通法の手続きが必要となる場合がございます。

以上でございます。

○安井委員

垂水の皆さん方が、ここで何か盆踊りをするとかあるいは何かここで演芸会をやるというときには警察に届ける必要がない広場というふうに理解していいわけですね。

○松崎都市計画課長

基本的に申請につきましては、今もいろいろと盆踊りとか使っていていただいておりますけれども、区役所に申請をしていただいて、使用の許可を都市局ですするというふうな形で、今後の運営についても考えております。

○安井委員

分かりました。ありがとうございました。

○西村委員

今見せていただいてちょっとだけ気になったんで確認の質問をさせていただきます。

計画図の1ページを見ると、真ん中のところが赤くなっていますけど、最初の垂水活性化プランの説明のときに山陽垂水駅の北西の辺りに何か新しい交通だまりみたいな拠点ができるような説明があった気がするんです。例えばそういうものができると思いますよね。それからさっきから出ている垂水駅前線の北側かな、商店街のところが再開発されるっていうのもお聞きしています。つまり、二つ不確定要素というか、近隣で影響を及ぼしそうなことが起こってくる可能性があるということですよ。再開発で今後マンションが建った場合に、居住人口とか、交流人口が増加するような想定はないのかどうかということです。そのことによって今考えておられる新しく作るタクシー乗り場、ここは車の滞留できるところを作っていただけてますけども、東から入ってくる垂水駅東線がちょっと狭まって、あい路になるので、西側にも新しい建物ができると、入ってくるタクシーがその駅前のところで十分滞留できるのか、ひょっとして数珠つなぎのように縦列してしまうんじゃないのかというようなことが気になりました。もちろん垂水活性化プランの中でもう既に想定した上で書かれてる図だとは思いますがちょっとだけ気になって、局所的に見ればこれでいけるだろうということになるんでしょうけど、再開発とか西側の整備によってここが何らかの影響を受けるなんてことは考えておられないのか、受けることを想定したうえで、これで対応できると考えておられるのか、もちろん起こってみないと分かりませんがそのとき対症療法で考えるしかないと思うんですけど、大きいお金をかけて、ちょっとした規模のものを直すわけですから想定したうえでこういうのを考えてますよというこ

とをいただくと安心できるということなんですけど。

○松崎都市計画課長

一つは前面に映しております西側の丸で囲っている滞留空間と書いてあるところ、この絵は整備後ということで書いておりますけれども、今も現場を見ますと大体2mぐらいの幅で非常に狭いですが歩道状のようになっています。そこに人が多く滞留するため、特に朝夕の通勤の時間帯は溜まり空間が狭すぎるという状況です。今回この絵でいきますとその東側、右側のところから歩行者経路という部分について、現状としても現地で見ると道路の歩道のように見えるんですけども、敷地としては歩道ではなくてそこが山陽電鉄の土地になっているということでございます。今回原付駐車場を地下に入れると、その幅が大体2mぐらいありましたので、道路を北側のほうにシフトをしていくことができると考えています。幅員につきましては、北側のほう、先生も今心配されていましたが、歩行者も増えるんじゃないかというようなこともありますので、今一番人が多い動線としましては、北東のバスロータリーのほうから、広場を斜めに突っ切って行く人、それが非常に多くて、次に東の区役所のほうから、垂水駅東線の北側の歩道を通っていく、あるいは歩道がない南側を通っていく、それらが合流したこの東西の道路が、何度か調査してる中で言いますと交通量としては一番多いということなんです。

将来に図書館が整備されますと、滞在型の図書館ということで、公共交通機関を使ってきてくださいよとこれまでもお願いしてるんですけども、今までの実績で言いますと図書館整備により3割から4割ぐらい歩行者が増えてくるだろうと考えています。また、再開発に関連して歩行者も増えてくるだろうということで、現況の交通量に対して4割増くらいを見越したうえで、それを安全率として掛けて、歩行者の空間としてどうか、幅員としてどうかというのを検討いたしました。

歩行者の自由歩行が可能かということで、歩行者の密度というのがどれぐらいあれば、どれぐらいの広さが必要なのかというのは、既往の研究の成果なんかも加味しながら検討しました。結果的には幅員が2m以上もあれば大丈夫だということなんですけれども、実態としてはバリアフリーの対応も必要ですし、現状で3mぐらいありますので、3m以上は北側で確保していこうと。あわせて、今まで南側の歩道がなかったところについては、用地としては山陽電鉄の敷地なんですけれども、そこに2mの歩道を設け、両側合わせて5mぐらいの歩道を確保していこうということです。溜まり空間については、用地の制約もございまして、これまでの大体倍ぐらいの約3.7mの敷地を確保していこうということで、この活性化プランに基づいて、周辺の歩行者も増えていくだろうということも含めて、検討したうえで、この道路の計画という形で絵を描いているところでございます。

○西村委員

今のでよく分かったんですけど、気になるのは、この図でいうと丸のところから西の方でも、何か車止まりとか交通の拠点ができたときに、この車道はそんなに今まで車が

走っておらずそのタクシー乗り場の辺りまでだったのかもしれませんが、それがもっと西の方に行きやすくなりますよね、きっと。なんとなく人間としては走りやすいところを走ってしまったりする可能性もあるし、そこから人が歩いてくる、つまりこの図より西のほうの歩道は全然見えてないから、ここだけ局所的に見ると整合性はあるというか綺麗にできると思うんですけど、やっぱり人の動きってどこから来るか分からない。全部が南側からこの線路を渡って今の丸いところにきて、図書館に行くみたいになればいいですけども、この西側ができたときの影響みたいなものを考慮した絵とあるいはその将来的には、ここから西のほうは歩道も幅を広げていくとかそういうことは考えておられるという理解でよろしいですか。

○松崎都市計画課長

垂水駅の西側のエリア、中央の地区では、その少し北側で垂水中央東地区という再開発事業を地域の皆さんの合意でやってきており、今の商店街とか周辺の道路以外に、敷地の中で歩道状空地という地区施設を決めて皆さんが通路として使える部分を少し広げましょうとか、あるいは緑地とか広場とかを地区施設に位置づけて、皆さんが溜まれる憩い空間をつくりましょうとか、皆さんの話合いで決めてきた経緯というのがございますので、今すぐこの西側のところが何か既に検討しているとか計画があるということではありませんけれども、地域の過ごしやすさとか買い回りのしやすさとか通行しやすさなんかも考えた上で、今後の検討なり方向として考えるべきなのかなというのはあります。今、直接何か計画の絵を見せられるものがあるわけではないんですけども、そのような事例を踏まえてやはりこちらについても検討していくのかなというのは考えております。

○西村委員

今そんなの求めてないのもよく分かりますし、どうなるか分からないんでそれは構わないんです。構えっていうのかな、何かことが起こったときには、そういうことが起こるかもしれない起こったときどうするかっていうのをちょっと想定しておくことは必要かもしれない。十分考えておられると思いますけどこれを議論するには、情報として欲しかったという程度ですので、確認できましたので結構です。

○三木委員

最初のご説明のときに路上駐車の問題もご指摘あったと思います。今回の計画で一般車と荷さばき車の駐停車スペースを作っていると思うんですけども、これをするによって、路上駐車がある程度解消されるというふうにお考えと思うんですね。これは、要は当然納品される場所によって車を止める場所が違うと思うんですけども、ここに作ることによって、問題なく皆さんご利用になられるというふうにご考えていいでしょうか。

○松崎都市計画課長

周辺の路上駐停車の状況でいいますと、特に多いのは朝夕の一時停車での駐停車、それから、荷さばきの関係で来られる方の、今の垂水小学校の南側とか垂水区役所の西側への

駐停車になります。実際調査をしてまいりますと、やはり朝が台数としては多いということで、一番ピークのところで1時間当たり大体130台から140台ぐらいとなっています。夕方は少し台数減るんですけども90台くらいで93~94台という形になってるんですけども、これをいかにさばっていくのかというようなことをいろいろ検討をしました。そのときに駅前広場などでこういった停車スペースを検討していくにあたっての指針がありまして、指針上は一台の滞留時間を1分ぐらいで想定し、それで台数がどれぐらい必要なのかというのを検討することになるんですが、既往の研究成果などによりますと、実際は特にお迎えに来るときっていうのは、送りのときよりも少し長い傾向があるということで、朝についてはその指針の倍の時間を、夕方については3倍の時間を想定した上で検討したところ、それぞれ1分あたり5台程度が必要だということになりました。これをある程度見越したうえで、計画の駐停車スペースについては6台分を順番に使っていただくということで、うち1台分は車いす利用等福祉車両のスペースということで考えてございますので、現状の需要は満たすような形で計画をしているところでございます。

ただ、委員からご指摘ありましたように荷さばきにつきましては、やはり目的地もあるだろうということで、本当にここだけで一番便利なところとして皆さんに使っていただけるかということと言えますと、商店が近いところで降ろしたりということもあろうかと思われまます。

そこについては、周辺の道路のどこかで何かできないかとか、再開発の中で何か検討できないか、道路についても実施設計をこれから進めてまいりますので、その内容を今後引き続き検討していかないといけないのかなという思いはございます。

○三木委員

車の動きというのも変わってくると思いますので、引き続きご検討いただきたいというふうにお願いいたします。それで、例えば図書館をご利用になられる障害をお持ちの方とかいらっしゃると思うんですけども、今この図ではちょっと示されてないんですけども、この駐停車スペースで、例えばエレベーターに近い場所に駐停車できるとか、そのあたりって何か考えておられたら教えていただきたいと思います。

○松崎都市計画課長

1階の部分については、駐停車スペースのうちの1台を、障害のある方用の車両スペースとして1箇所設けようと思っております。それから、駐停車スペース以外でも、別途附置義務として整備する図書館用の駐車場につきましても、4台分のうち1台を障害をお持ちの方用の駐車場という形で設けようと考えてございます。

○三木委員

分かりました。これも計画を進めていく中で、しっかりと示していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○小谷会長

いかがでしょうか。

他に意見がないようですので議案について一件ずつお諮りしたいと思います。

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について

神戸市決定であります。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

次に第2号議案 神戸国際港都建設計画交通広場の変更について

神戸市決定であります。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。熱心にご協議いただきましてありがとうございました。

それでは、これもちまして閉会といたします。